

2019 年度 明星大学心理相談センター活動報告

富田悠生 明星大学心理学部 津里なおみ 明星大学心理相談センター

I はじめに

明星大学心理相談センター（以下、当センター）は、1990年に開設された明星大学人文学部心理・教育学科（心理学専修）附設心理相談室を前身として、2001年に設置され、地域への心理相談業務を開始した。そして2002年、明星大学大学院人文学研究科心理学専攻（臨床心理学コース）が臨床心理士資格認定協会第一種指定大学院として認可され、その後20年近くにわたって大学院生の教育研修機関の場として発展してきた。

また2015年公布、2017年に施行された公認心理師法を受け、明星大学心理学部心理学科および人文学研究科心理学専攻（臨床心理学コース）では2019年度より、公認心理師の養成カリキュラムを実施している。それに伴い、当センターにおいても従来の臨床心理士に加え、公認心理師を

育成するための臨床実習を担っている。

2019年度の心理相談センターのスタッフは、事務職員4名、学科教員6名、特任教員4名、検査相談員1名、実習指導員2名に加え、教育・指導を受けながら臨床実習を行う大学院生（研修員）、大学院修了生である研究員で構成され、スタッフが相互に協働しながら運営が行われている。

以下に、当センターにおける2019年度の活動概要について報告する。

II 相談活動

1 面接形態

当センターでは、その形態によって面接を分類している。その分類と内容は以下のとおりである。

表1 面接形態

分類名称	含まれるもの	内容
個人面接	カウンセリング（成人）	子どもの心理的、発達上の問題について子ども自身への援助や保護者への助言（親子相談）と、主に成人以降の方を対象にしたカウンセリング
	親子相談	
集団面接	フリースペース：じゃんぼ	主に小・中学生の不登校の子どもたちへの居場所の提供及び集団を通じた援助
心理検査	様々な心理検査、発達検査	

2 面接回数

当センターでの6年間（2014年度から2019

年度）の年間総面接回数の推移を表2に示した。また、それをグラフ化したものが図1である。

2019年度は、例年に比べて受理面接数とフリースペースの延べ利用者数が増加している。2019年度より、特任教員（以前の専門相談員）の2名が交代し、年度初頭は多少業務に余裕があったことが受理面接の増加に影響したものと思われる。しかし、2019年12月以降は担当ケース数の増加に伴って、新規申し込みの受付を一定期間停止している。また、主に不登校や登校渋りの児

童を受け入れているフリースペースでは、増加傾向にある学校不適応児の居場所として利用されていると思われる。

次に、面接形態によって分類された月別面接回数を表3に示す。12月以降、新規申し込みの受付を停止したが、11月以前に受け付けた申し込みへの受理面接や心理検査のための受理面接を数件実施している。また個人面接は、おおよそ月当

表2 面接回数の推移

内訳		年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
受理面接			90	64	88	63	86	101
個人面接	カウンセリング・親子相談		2,375	2,789	2,416	2,404	2,294	2,416
集団面接	フリースペース		13	11	30	40	23	70
心理検査			26	23	27	25	25	27
発達支援プログラム	学習支援・アセスメント外来		179	—	—	—	—	—
その他	コンサルテーション等		22	0	0	0	0	0
合 計			2,705	2,887	2,561	2,532	2,428	2,614



図1 面接回数の推移

表3 2019年度 面接形態および月別面接回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受理面接	14	13	11	10	4	8	18	9	1	2	8	3	101
個人面接	168	169	222	225	203	210	168	220	206	204	214	207	2,416
集団面接	3	6	8	3	1	5	4	10	9	13	6	2	70
心理検査	3	3	5	0	2	2	1	4	2	1	1	3	27
合計	188	191	246	238	210	225	191	243	218	220	229	215	2,614

たり 200 件程度で推移している。

3 来談者

2019 年度の新規来談者の年齢別・性別の内訳を表 4 に示した。大学生・成人（19 歳以上）の申し込みが多く、全体の 46% を占めており、特に成人女性の相談が多い。次いで小学生、特に女子の相談が多くなっている。これらは、例年通りの傾向である。また 2019 年度は、大学生・成人の男性の申し込みが増えていたことが特徴的であった。

新規来談者の来談経路は表 5 の通りである。「他機関からの紹介」「相談員を知っている」がほぼ同数であった。「他機関からの紹介」「学校からの紹介」は、近隣の地域で当センターが一定の評価を得ていることを示唆している。また 2019 年度は新たに赴任した特任教員が、他機関で継続していたケースを当センターに紹介したため、「相談員を知っている」という経路が増えたものと思われる。

表 4 2019 年度 年齢別・性別相談件数（新規）

性別／年齢	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生・成人	合計
男	1	7	6	5	14	33
女	2	10	5	3	19	39
合計	3	17	11	8	33	72

表 5 2019 年度 来所経路（新規）

相談経路	件数
他機関からの紹介	21
学校からの紹介	11
相談員を知っている	20
相談に来ている人からの紹介	1
ホームページ・電話帳で知って	9
知人から紹介	6
学内他部署からの紹介	3
その他	1
合計	72

4 相談内容

相談内容、いわゆる主訴に関して、新規来談者 18 歳以下を表 6、新規来談者 19 歳以上を表 7 に示した。18 歳以下の来談者の主訴では、「発達のかたより」が 11 件と最も多く、次いで「不登校」と「集団不適応」が 8 件となっている。これらの主訴は、現在の教育現場の課題に深く関連して

いるが、当センターでは近隣の療育センターや発達相談機関などからの紹介が多いため、その影響があるとも考えられる。19 歳以上の主訴は、「自分の生き方」が 10 件と最も多く、次いで「家族関係」が 7 件、「対人関係」が 6 件となっている。「自分の生き方」を主訴とする来談者は、探索型の心理療法の適応となることも多い。今後も、様々な

表6 2019年度 相談内容別件数 18歳以下(新規)

主訴/年齢	就学前	小学生	中学生	高校生	合計
発達のおくれ	1	1	0	0	2
発達のかたより (高機能自閉症・アスペルガー・LD・ADHD他)	1	5	4	1	11
不登校	0	3	4	1	8
集団不適應	0	3	2	3	8
非行・暴力	0	1	0	1	2
神経症的症状	1	3	0	2	6
その他	0	1	1	0	2
合計	3	17	11	8	39

表7 2019年度 相談内容別件数 19歳以上(新規)

主訴	件数
子どもの問題(発達障害・不登校・問題行動・育て方など)	4
対人関係	6
家族関係	7
自分の生き方	10
神経症的症状	4
その他	2
合計	33

主訴をもって来談される地域の人々の期待に応えられるよう努力を重ねていきたい。

Ⅲ スーパーヴィジョン

当センターでは、研修員・研究員制度を採用している。これは、センター長の許可を得て、本学人文学研究科心理学専修博士前期課程在籍者を「研修員」、博士後期課程在籍者および修了生を「研究員」として定め、研修員と研究員は、当センターに在籍して臨床および研修活動を継続する制度である。2019年度の研修員・研究員の在籍者数は、表8のとおりである。

研修員・研究員は原則として専任教員または特

任教員から、1セッションごとに1回(50分程度)のスーパーヴィジョンを受けることになっている。また、この他に卒後教育の一環として、博士前期課程・後期課程修了生および研究員が当センター外で行っている臨床実践についても、希望者には有料で専任教員がスーパーヴィジョンを行っている。前者を「学内」、後者を「学外」として表9に月別のスーパーヴィジョンの実施回数を示した。2019年度のスーパーヴィジョン実施件数1074件であり、前年に比べて165%の増加が認められ、セッションを行う研修生・研究員の研修機会が十分に与えられていたことを示唆している。

スーパーヴィジョンは、その学問的立場によって捉え方に微妙な違いはあるものの、臨床事例の助言を受けながら、臨床家としての礎を築くものである。初心の臨床家が臨床実践を行えば、どうすれば良いか分からない事態に遭遇し、自分の対応が適切なものなのか否か自信が持てなくなることもあるだろう。また、来談者がキャンセルしたり遅刻したりすると、くよくよと考え過ぎてしま

うこともあるだろう。ケースが中断ともなれば無能なセラピストという烙印を押された気になり、自己愛がいたく傷つけられることにもなる。研修員・研究員は心理臨床の実践から生じる自分の不安に対して、まず不安を同定し自覚し、それに持ち堪えられるようになることが求められる。様々な専門的な知見を消化するには、まず落ち着いて思考できる状態に至っていないなければならない。そ

表8 研修員・研究員在籍数

	人数
研修員	22名
研究員	30名
合計	52名

表9 研修員、研究員、修士・博士課程修了者に対するスーパーヴィジョン回数（1回50～60分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学内	55	81	98	104	77	93	68	86	92	76	77	105	1,012
学外	4	4	6	6	4	4	5	7	5	5	4	8	62
合計	59	85	104	110	81	97	73	93	97	81	81	113	1,074

の意味では、研修員・研究員はスーパーヴァイザーに支えられながら、少しずつ自らの力で考える力を涵養している。

IV 年間事業報告

2019年度に行われた事業を表10に記した。「センター事業関係」には、センターの運営にかかわる事業を、「ケースカンファレンス・地域貢献関係」には各種ケースカンファレンスと地域に向けて開催された事業を載せている。

2019年度は、合同・グループケースカンファレンス17回、特別合同ケースカンファレンス3回を実施した。なお、2020年3月に予定されていた第10回、第11回合同ケースカンファレンスは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のた

め、中止となっている。

年度初頭には、特に博士前期課程の新入生が当センターで実際の臨床活動を行う準備として、「心理相談センターガイダンス」と「臨床オリエンテーション」を実施した。「心理相談センターガイダンス」では、心理臨床に携わる者としての基本的なマナーについて理解を深めてもらい、「臨床オリエンテーション」では治療構造、守秘義務等の心理療法において重視される約束事の意味、ケースの捉え方などを学ぶ。いずれも、グループディスカッションを通して他者の意見を聞くことで自ら考え、認識できるようになることを目的としている。また2019年秋には、リフレクティブ・トレーニングやPCAGIPによって、ケースについて考えながら自分の傾向に向き合い、ケースを見

立てる力を育む機会を設定した。また、通常のケースカンファレンスの他、外部講師を招聘してケース検討を行う特別合同事例検討会を3回開催しており、ここでは経験豊富なベテランの臨床家からケース理解を学ぶ機会となっている。

対外的な活動としては、2019年度は木村敦先

生（多摩少年院 院長）をお迎えし、非行少年への臨床現場に関する講演を企画し、大勢の地域の人々にもご参加いただき、大変好評であった。

その他、当センターの趣旨や活動の様子を地域に発信すべく、「センター便り」を季刊で発行している。

表 10 心理相談センター 2019年度年間事業・活動報告

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
4月	第1回センター会議 第1回研修員会議 センターガイダンス 臨床オリエンテーション① 臨床オリエンテーション②	センター便り第12号発行
5月	第2回センター会議 第2回研修員会議 臨床オリエンテーション③	第1回合同ケースカンファレンス 第1回グループケースカンファレンス
6月	第3回センター会議 第3回研修員会議 運営委員会	第2回合同ケースカンファレンス 第2回グループケースカンファレンス 第3回グループケースカンファレンス
7月	第4回センター会議 第4回研修員会議 玩具類下見・発注	特別合同ケースカンファレンス（永井徹先生） 第4回グループケースカンファレンス 第3回合同ケースカンファレンス
8月	センター大掃除	
9月	第5回センター会議 第5回研修員会議 秋の臨床オリエンテーション①（赤松尚哉先生）	第4回合同ケースカンファレンス センター便り第13号発行
10月	第6回センター会議 第6回研修員会議 秋の臨床オリエンテーション② 運営委員会	特別合同ケースカンファレンス（弘中正美先生）
11月	第7回センター会議 第7回研修員会議	第5回グループケースカンファレンス 特別合同ケースカンファレンス（馬場禮子先生）
12月	第8回センター会議 おもちゃの現地研修（第8回研修員会議中止）	公開講演会（木村敦先生） 第5回合同ケースカンファレンス 第6回グループケースカンファレンス 第7回グループケースカンファレンス

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
1月	第9回センター会議 第9回研修員会議 玩具類下見・発注	第6回合同ケースカンファレンス 第8回グループケースカンファレンス 第7回合同ケースカンファレンス
2月	第10回センター会議 第10回研修員会議 センター大掃除 運営委員会	FD研修会①（竹内康二先生） 第8回合同ケースカンファレンス 第9回合同ケースカンファレンス
3月	第11回センター会議 第11回研修員会議	FD研修会②（竹内康二先生） 第10回合同ケースカンファレンス （新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 第11回合同ケースカンファレンス （新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
年間	センター会議 11回 研修員会議 10回 おもちゃの現地研修 1回 運営委員会 3回 センターガイダンス 1回 臨床オリエンテーション 5回 研究紀要 No13 発行 1回 玩具類下見・発注 2回 センター大掃除 2回	合同・グループケースカンファレンス 17回 特別合同ケースカンファレンス 3回 公開講演会 1回 センター便り発行 2回 FD研修会 2回

V おわりに

当センターの設立から18年が経過し、その間にセンターのシステムや相談内容も少しずつ変化してきた。なかでも、地道で堅実な臨床活動と指導を行ってきたことで、近隣の学校や医療機関等から多くのご紹介をいただけるまでに、地域の信頼を得られたのではないだろうか。

また2019年度より、本学では従来の臨床心理士に加え、新たに公認心理師養成カリキュラムを実施している。今では遠い過去の話のように感じられるが、かつて公認心理師法が成立したのち、公認心理師カリキュラム等検討会が組織され関係者によって何度も会議が行われていた。このカリキュラム等検討会ワーキングチームのなかで、心理相談室（心理相談センター）の学内実習が議論の対象となったことがある。以下は、2016年

11月16日 第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム議事録からの引用である。

- 北村座長 認定協会は、学生1人当たりクライアント何人を経験しなければならないというような基準は、公表されているのですか。
- 大野氏 一応、3例以上ということで基準はあるのです。ただし、実際に地域やいろいろな条件によって、変わるというが、それが満たされない所も現実にはあるので、それをいかにして一定の水準まで持っていくかということで、実際に認証評価の1つの点検項目の中に入って、実際に実習している内容について、具体的に各大学院を訪れて、その実態についても調査・検討を重ねております。……
- 北村座長 もう1つは、患者のバイアスなの

です。多くの方が、仕事は医療分野にいらっ
しゃっていて、大学院の中では学内でやって
いると、学内の人は普通の人ですよ。その
人が国家資格を取ったら、次の日に急に精神
病院へ行ったと。そうすると、生まれて初め
て精神科の患者のカウンセリングになってし
まったというのもまずい。あるいは、子ども
に会ったことがない、定員のまま公認心理師
の国家資格が受けられるでは、まずいかなと。
ですから、例えば10例をやって、そのうち
子供は何例とか、精神科は何例とか、学内は
何例と、細かくやらなくていいのかと。……

○北村座長 イメージだけで言うと、学内施設は、
言ってみれば温室のような感じで、学生は温
室で、ちゃんとした所でやってあげばいいと
いう考えは十分理解できます。でも、そうで
ないという人もいるかなと。やはり、もう少し
本当の、温室の外も少しは経験してくれと。
それが見学でいいのかなという気もしないで
もないのですが。実際に外の施設で自分が受
け持つというのは危険と言えば危険ですから。
…

○丹野構成員 北村先生が学内実習施設は温室だ
というのは確かにそのとおりです。…今の医
療はチーム医療で、病棟だと完全に集団の治
療です。学内実習機関で、そういう集団の治
療経験というのが難しい。個人のカウンセリ
ングの力は付くのかもかもしれませんが、そう
いう現場のチーム医療の力はなかなか付かない
のでは。もちろん学内の実習機関は大切だと
は思いますが、現場の実習をより強化してい
ただいたほうが、公認心理師としてはいいの
ではないか。…

○大野氏 認定協会の立場からすれば、今は学内
実習、特に相談室、しかも外来のクライアント
に対する実践を中心とした内容になるという
ことで、ある意味では個別ではあったとし
ても、いろいろな人たちが関わっているとい

う面から言えば、決して1人の人のカウンセ
リングという話ではないということは当然触
れておかないといけないと思います。

上記の議事録に登場しているのは、医学教育を
専門とされる北村聖座長（国際医療福祉大学医学
部）、臨床心理士資格認定協会常務理事の大野博
之先生、日本心理学会の立場から丹野義彦先生（東
京大学）である。この討議には、これまで臨床心
理士の養成を積み重ねてきた指定大学院の学内実
習、心理センターへの生の外部評価が凝縮されて
いる。

まず、相談員である大学院生が経験する臨床事
例の数に関する基準、及びそのデータが開示され
ていない点を取り上げられている。担当ケースの
特徴、治療構造、治療目標なども考慮する必要
があるが、大学院生は修士課程2年の間に3例以
上の経験が望ましいとされている。もし大学院で
ケースをやらないのであれば、その者の臨床実践
の機会には修了後の勤務先に委ねられる。個人差は
あるかもしれないが、できるだけ大学院生のうち
に臨床の怖さ、難しさ、面白さ、奥の深さ、自分
を省みることの意味、クライアントから学ぶ姿勢
などを体験的に学んでほしいと思っている。

次に、心理相談室におけるクライアント層につ
いて触れたい。確かに北村座長が指摘される通り、
多くの方々は精神科通院歴、入院歴、服薬歴
などが無い神経症圏である。しかし、申込への敷
居が低い分、心理相談への動機やニーズも様々で
あるし、一概に関わりやすいケースばかりとも言
えないのが現状である。医療機関には罹らず不適
応は顕在化していないが、現実からは相当に遊離
している独特のクライアント群が存在すると私は
思う。そのようなクライアントは、関係形成自体
がとても難しく、心理療法への動機もこちらが想
定するものとは離れていることが多い。これらの
ケースは、やはり対応困難なケースに分類される
ため大学院生が担当することは少ないが、今後は

チャレンジしていく姿勢が求められるのかもしれない。心理相談センターがあまり守りに入り過ぎると、“温室”化することになってしまい、外界の臨床現実から遊離してしまうことだろう。

最後に、心理相談センターにおける他職種連携について考えてみたい。当センターのケースには、医療機関や療育機関からの紹介なども含まれている。医療機関からの紹介であった場合、紹介状の返事を書き、必要に応じて主治医に連絡を取ることがあるものの、その後の連携に関しては積極的に行われているとは言い難い。また療育機関からの依頼においては、クライアントの通学先である学校職員と情報共有することは少ない。今日、医療機関、教育機関においてチームによる支援が強く推奨されている。他職種連携に関しては今一度、その方法を見直す必要があるかもしれない。

公認心理師カリキュラム等検討会による議論には、一部情報の不足や誤解はあるものの、内向きの運営に陥りがちな心理相談センターに対して外的世界に目を向けるよう促しながら、公認心理師のあるべき姿を模索しようとしていることがうかがえる。

一方、多くの心理臨床家が会員となっている日本心理臨床学会に目を移すと、およそ10年にわたって公認心理師資格を積極的に推進する理事が理事長を務めていたが、近年これまで臨床心理士資格を堅持する立場にあった理事2名が、理事長・副理事長に選出されている。このことは我々臨床家にとって、連携や医学的知識を重視する公認心理師という国家資格だけでなく、個別の心理療法・心理検査等を大切にする臨床心理士の理念もまた改めて求められていることを示唆しているのかもしれない。